

# 電気通信大学UECアライアンスセンター規程

平成30年10月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学UECアライアンスセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、イノベーションの持続的な創出を目指し、100周年キャンパス共同研究施設（以下「共同研究施設」という。）を活用した本学と学外諸機関との共創の促進を目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するため、センターは以下に掲げる業務を行う。

- (1) 共同研究施設を活用した産業界との共同研究及びその成果の実用化促進に関すること。
- (2) 共同研究施設を活用した産業界との連携による人材育成に関すること。
- (3) 共同研究施設の管理運営方針に関すること。
- (4) 共同研究施設への入居者の招致に関すること。
- (5) 電気通信大学100周年キャンパス基本規程第3条に定める事業者との連絡調整に関すること（ただし、共同研究施設に係るものに限る。）。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(その他の職員)

第6条 学長は、前2条に定めるもののほか、センターの運営上必要な職員を置くものとする。

- 2 センターに、本学の専任の教授、准教授及び講師を兼務教員として置くことができる。
- 3 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

(運営支援室)

第7条 センターに、入居者のワンストップ窓口として、UECアライアンスセンター運営支援室(以下「支援室」という。)を置く。

- 2 前項に定める支援室に室長及び室員を置き、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの業務遂行上の重要事項を審議するため、UECアライアンスセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 運営支援室長
- (4) 産学官連携センター長
- (5) その他学長が必要と認めた者

- 3 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。

- 4 第2項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。ただし、副センター長を置く場合は、副センター長が代行する。

- 8 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 9 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

- 3 この規程の施行後、最初に任命される第8条第2項第5号の委員の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。